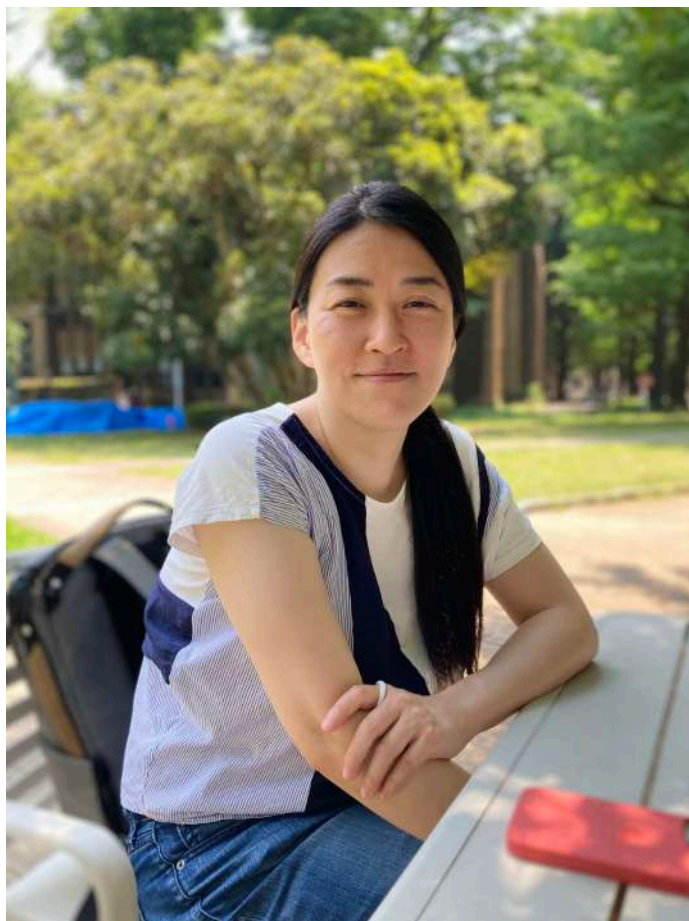


子どもの権利から考える 合理的配慮

飯野由里子・平林ルミ

東京大学バリアフリー教育開発研究センター・学びプラネット合同会社

ナビゲーター 平林 ルミ（ひらばやし るみ）



- 学びプラネット合同会社 代表社員，東京大学バリアフリー教育開発研究センター特任助教)
- 専門は特別支援教育，特に学習に困難のある人へのテクノロジーを用いた学習補償・環境調整，読み書き評価の開発，読み書きの指導法開発に従事。言語聴覚士，公認心理士，臨床発達心理士，特別支援教育士スーパーバイザー（SENSE-SV）。
- 読み書きが苦手な子どもたちへのICT活用に関する情報をブログ「平林ルミのテクノロジーノートALT」で発信しながら子ども向けワークショップや教員研修を行っている。2020年9月より学びプラネットを開始。

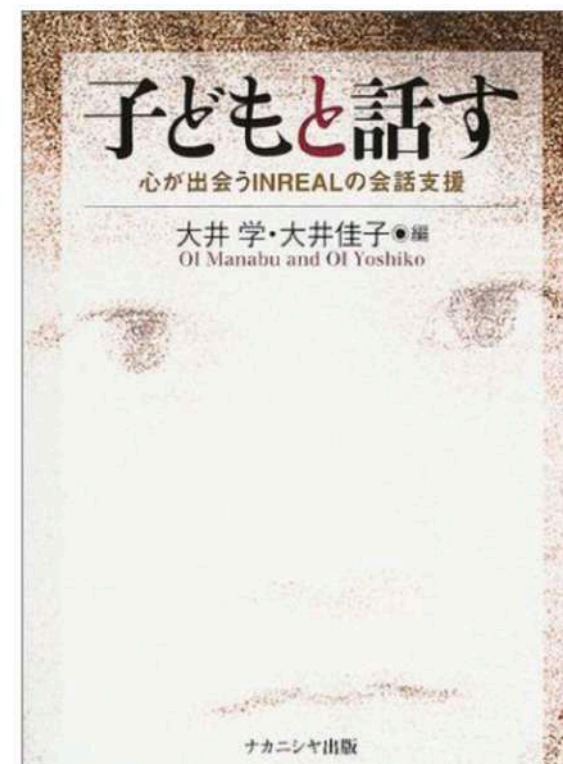
学生時代に出会ったAACの分野 ～音声言語中心のコミュニケーションを見直し、 子どもとのコミュニケーションを考える



VOCA



マカトンサイン



ICTによる読み書きサポート

- 読み書きの困難さ =
 全く読めない書けないわけではない
→読める書けるけれど
 たどたどしい
 間違いが多い
 疲れるのでたくさんできない

印刷物中心の読書を見直し、
さまざまな形での読書を考える

障害の社会 モデル

「社会」 を扱う 新たな モード

「障害の社会モデル」の使い方

飯野由里子／星加良司／西倉実季

この「社会」は 偏っている！！

時に小さく時に大きく「社会」の範囲を見積ることによって「偏り」を隠微に維持しようとする権力装置。狭小化された「障害の社会モデル」理解をアップデートすることによって、「マジョリティ性の壁」を見定め突き崩すための思考の在り方＝新たなモードを提示する。

書籍



ハンドブック

スピーカー 飯野 由里子（いいの ゆりこ）



- 東京大学大学院教育学研究科バリアフリー教育開発研究センター 特任教授。専門はジェンダー，セクシュアリティ，ディスアビリティ理論。
- ジェンダーと多様性をつなぐフェミニズム自主ゼミナール（ふえみ・ゼミ）運営委員。OTD普及協会運営委員。
- 『社会を扱う新たなモードー障害の社会モデルの使い方』生活書院、2022（共著）
- 『ポリティカル・コレクトネスからどこへ』有斐閣、2022（共著）
- 『合理的配慮 -- 対話を開く 対話が拓く』有斐閣、2016（共著）
- 「『思いやり』を超えて -- 合理的配慮に関わるコンプライアンスの新たな理解」『現代思想』No. 47-13、2019
- 「『困らせている』社会を変える -- 障害者差別解消法が求めているもの」『世界』900、2017

ジェンダーと多様性をつなぐフェミニズム 自主ゼミナール（ふえみ・ゼミ）

ふえみ・ゼミ 2024
いまさら聞けない!
基礎講座 vol.3
知ってるつもり of 合理的配慮
土曜 18:30-20:00

ふえみ・ゼミ

ハイブリッド開催 合理的配慮をめぐる誤解を解く
鍵は『社会モデル』にある
——飯野 由里子さん
6/1 Sat.

オンライン開催 合理的配慮と差別
——川島 聡さん
6/29 Sat.

ハイブリッド開催 合理的配慮の落とし穴
——星加 良司さん
7/27 Sat.

ハイブリッド開催 マジョリティの問題としての合理的配慮
——西宮 実季さん
8/24 Sat.

ハイブリッド開催 なぜ私は『障害の社会モデルで考える』ための本を作ったか
——松波 めぐみさん
9/21 Sat.



合理的配慮理解を深めたい方
におすすめの本

『合理的配慮—対話を開く
対話が拓く』有斐閣、2016



子どもの権利

子どもの権利条約 (1989年国連で採択、日本は1994年に批准)

- 4つの指導原理
 - 子どもの意見表明権 (12条)
 - 差別されない権利 (2条)
 - 生存・発達の権利 (6条)
 - 子どもの最善の利益が優先的に考慮される権利 (3条)
- 子どもの意見表明権 (条約12条) = 子どもは単なる保護の対象ではなく、自ら権利を持つ一人の人間として尊重される存在であること、そして自身の人生に影響を与える決定に主体的に参加する権利を持つことを明らかにする規定としてとりわけ重要

子どもの権利条約 (1989年国連で採択、日本は1994年に批准)

- (意思決定への) 「参加 Participation」という実践を通じて、子どもの意見表明権の保障が目指される (12条一般的意見)
- (意思決定への) 参加：子どもと大人のあいだで相互の敬意に基づく情報の共有や対話がなされ、その中で、子どもの意見と大人の意見がこのように考慮されてこういう結論に至ったのだと子どもが理解することができるような継続的なプロセス

小口尚子・福岡鮎美

『子どもによる子どものための「子どもの権利条約」』 より

第12条 ぼくらだって、言いたいことがある。

1. 赤ちゃんのうちにはむりかもしれないけど、少し大きくなったら、自分に関係あるすべてのことについて、いろんな意見、思い、考えをもつ。それはみんな、どんどんほかの人に伝えていいんだ。国は大人たちがぼくらの年や成長をしっかりと考えて、きちんと受けとめるように、してほしい。
2. だから、ぼくらは、自分にかかわりがあることを、住んでいる国の法律に合うやり方で、裁判所などで何かを決めるとき、言いぶんや意見を十分に表現して、聞いてもらえるんだ。自分で言ってもいいし、ほかの人にたのんで代わりに言ってもらってもいい。

小口尚子・福岡鮎美

『子どもによる子どものための「子どもの権利条約」』 より

第13条 どうやって伝えてもいいんだ。

1. ぼくら子どもが、何かを考えたり、感じたりして、それをほかの人に伝えたいなら、どんな方法で伝えてもいいんだ。しゃべってもいい。うたってもいい。紙に書いてもいい。印刷でもいい。絵にしたり、ものをつくってもいい。そのほか、数えきれないくらいいっぱい方法はあるけど、いちおうそれ全部いい。ついでに、国境なんて関係なく、いろーんなことや、いろーんな考え方を、知りたいと思っけていい。それを知っけていい。知ったあとだれかに伝えても、もちろんいい。
2. だけど、“やっていいこと”には限界（ここからは、できないってこと）もある。その限界は、法律で決まっている。ほかの人の“やっていいこと”のじゃまになったり、人をわけもなくわるものにしたたり、国の安全やみんなの心や体に悪かったりする伝え方はできないんだ。

子ども^の権利から考える
合理的配慮

子どもの権利条約から見えてくるもの

- 子どもを単なる保護の対象ではなく、自ら権利と意見を持つ一人の人間として尊重する
- 子どもの権利を保障するためには、対話と納得のプロセスが重要

→実は、同じことが障害者に対する合理的配慮でも言われている

そもそも合理的配慮とは何か？

定義	<ul style="list-style-type: none">① 社会的障壁の除去を目的に② 障害者の要望を受けてから③ 負担が過重でないときに実施される④ 個別の調整
提供方法	<ul style="list-style-type: none">① 障害者の意思を尊重して② 「建設的対話」（話し合い）を通して
提供主体	行政機関・事業者・事業主
根拠となる法律	2013年に成立した障害者差別解消法（第7条、第8条） と改正障害者雇用促進法（第36条） ←改正障害者基本法（2011年）第4条

社会的障壁を取り除くための2つの方法

	合理的配慮	環境の整備 (事前的改善措置)
いつやるのか？	障害者からの要望を受けてから	あらかじめ (障害者から要望が出る前に)
誰にやるのか？	要望した障害者に対して行う	不特定多数の障害者向けに行う

社会的障壁とは？

- 「日常生活や社会生活における **障害者の活動を制限し、社会への参加を制約**している」もの（基本方針2（1））
- 「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような **社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの**をいう」（障害者差別解消法第2条）

なぜ社会的障壁が生じるのか？

- 社会の事物・制度・慣行・観念は障害のない人に合わせてつくられがちだから
- その結果、障害がある人の存在やニーズは十分に考慮に入れない
→社会的障壁
- = 「社会モデル」
 - 「いまわたしたちが暮らしているこの社会は偏っている」 (飯野他 2022: 3)

社会的障壁に関するよくある誤解

- 障害特性による『困難さ（できなさ）』や『しんどさ』・『生きづらさ』のことと誤解されている

誤解	社会的障壁の観点から書き直すと
発達障害がある	…（社会的障壁についての手がかりがたりない）
ディスレクシアで文字を読むのに時間がかかる	文字情報が印刷物で提示されている
聴覚過敏があって始業式に出られない	音が反響しやすい空間で始業式を行っている
グループ活動がしんどい	活動への参加方法が一つに決められている
給食の時間が苦痛	食べる量と時間が決まっている

- 合理的配慮とは社会的障壁を除去することを目的とした個別の調整のこと

合理的配慮は子どもにはハードルが高い

- 子どもの場合「困っている」という認識が持てないことがある
 - 社会的障壁が除去された状態を経験する機会が少ない
 - 自分と他者との違いを知る機会が少ない
- 側から見て「困っている」場合は、個別の要望がなくても、社会的障壁を除去した状態を作り、観察してみるとよい
- その意味で「環境の整備」を通して、いろいろな方法を試したり、いろいろな状態を経験しておくことが重要

例

- デジタル教科書をクラス全員に配って使う様子を見ていたら…

環境の整備の具体例

- 「施設や設備のバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等」

ex) 光環境や音環境の調整／情報の入出力方法の多様化／学校のルールの柔軟化

- 「環境の整備においては（中略）ハード面のみならず、職員に対する研修や、規定の整備等の対応も含まれることが重要である」
 - 障害の特性を理解するための研修ではなく社会的障壁を理解するための研修が必要
 - 相談を受けた後の手続きを明確にするための規定を整備することも大切

環境の整備と合理的配慮

- 「法は（中略）合理的配慮を的確に行うための（中略）事前的改善措置（中略）を、環境の整備として行政機関等及び事業者の努力義務としている」
- 「障害を理由とする差別の解消のための取組は（中略）環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である」

環境の整備と合理的配慮：子ども版

- まずは環境の整備を通して、バリアを除去することが大切
 - 子どもの行動を観察する視点をもつこと
- 環境の整備をしていく中で、個別の要望が出てきたら、合理的配慮のプロセスが始まる
- 環境の整備によって得られた情報が、合理的配慮において求められる「建設的対話」（話し合い）でも有用となる
 - Ex. 照明を少し暗くしたら（環境の整備）、教室に入れるようになった

合理的配慮のプロセス

- アメリカ合衆国にあるガイドライン（Job Accommodation Network）
- ADA（障害をもつアメリカ人法）等では合理的配慮における対話や話し合いを指す用語として、interactive process（双方向プロセス）が使われる
- 双方向プロセスは、6つのステップで説明される
 - ただし、合理的配慮の内容が明らかである時は、ステップ・バイ・ステップのやりとりは不要（Ex. 「車いすの高さに合わせて机の高さを調整する」）

双方向プロセス：6つのステップ

1. 合理的配慮の要望
2. 情報の収集
3. 考えられる調整方法の検討
4. 調整の選択
5. 調整の準備と実施
6. 調整のモニタリング

* 上記ステップは行きつ戻りつしながら進めていくもの

1. 合理的配慮の要望

- 障害に関連して困難なことや必要なこと等を伝える
 - Ex. 車椅子を使用する新入社員が上司に「車椅子がオフィスの机の下に入りません」と伝える
 - 障害者本人が要望することが難しい場合は？
→ 差別解消法基本方針 3（1）ウを参照
- 要望を受けたら、迅速にステップ2に進む

ニーズ表明が困難な場合の例外規定

- 「また、障害者からの意思表示のみでなく、障害の特性等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が、本人を補佐して行う意思の表明も含む」（差別解消法基本方針 3（1）ウ）
 - 補佐 = 代弁か？
 - 本人の意思 = 家族の意思なのか？
 - 本人の意思を一緒に見つけていくプロセスが大切では？
- 「意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には（中略）当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい」（差別解消法基本方針 3（1）ウ）
 - 学校での環境の整備によって経験する機会の保障が大切では？

2. 情報の収集

- 目的は、どのような社会的障壁により、どのような活動が制約されているのかを特定すること
 - それ抜きに、効果的な対応策を見出すことはできない！
- 可能であれば、障害者本人から情報を得ること
 - 環境の整備を通して観察から得られた情報を活用すること
 - * 医療的な情報を求めすぎない！

3. 考えられる調整方法の検討

- 障害者と一緒にブレインストーミングを行い、どの調整方法が効果的かを検討する
 - このやり方が難しい場合は、環境の整備を通して観察から得られた情報を利用する
 - 保護者に日常生活の様子を（非日常の場合も含めて）聞くことも可
- ヒント
 - 新しいアイデアや新しいやり方を受け入れること
 - オープンマインドを保つこと。なぜなら、合理的配慮の提供＝他の方法と異なることを行うことだから

4. 調整方法の選択

- 障害者の希望を考慮に入れ、双方にとって最も理にかなった（適切な）調整を選択する
 - 同じ効果が期待できるなら、事業者はコストの低いやり方を選んでもよい
- 特に言語的な意思確認がしにくい場合は試しにやってみるとよい
 - やってみて効果（＝社会的障壁の除去）がなければ、他の調整方法を試す
 - その際、調整が試用であること、試用の期間、効果がなかった場合にどうするか等を、合意しておくとうよい

5. 調整の準備と実施

- 実施にあたっては準備が必要
 - 機器の使用を必要とする場合、障害者に適切な使用方法をトレーニングする必要がある
 - 日程の変更や方針の変更を伴う場合は、関係者（主に責任者）がその変更について知っておく必要がある（守秘義務規則もあるので要注意）
- 実施した調整が実際に機能しているか確認することも大切
 - ここでも観察にもとづく確認が重要

6. 調整のモニタリング

- 環境や状況が変われば、社会的障壁もそれに伴う活動上の制限も変わるため、実施した調整の有効性を定期的にチェックする
 - 有効性を定期的に確認する際、障害者と継続的なコミュニケーションを行う
- 設備（Ex. エレベーター）の場合、事業者は設備が適切にメンテナンスされているか確認する

まとめ

- 権利を守るために
 - 子どもや障害者を保護の対象ではなく、自らの意思をもった一人の人間として尊重する
 - 意思を丁寧に確認するための対話のプロセスが重要
- 特に障害者の権利を守るためには社会的障壁の除去が重要
- 環境の整備なくして合理的配慮の成功なし

学校管理職・教育委員会必見

合理的配慮理解の ネクストステージ

わかっているほど
間違えやすいポイントとは？

1ヶ月間のあとから配信あり

ゲスト 飯野由里子

5/19(日)
10:00-
12:00



進行 平林ルミ

Zoomによるオンラインイベント | 参加費3500円 | 主催 学びプラネット合同会社

2021年から3年にわたって実施してきた教職員対象の「合理的配慮理解度調査」から研修を受けたことがある人ほど間違えやすいポイントを解説！

